

全国老施協発第 105 号

令和 2 年 4 月 27 日

各都道府県・指定都市老人福祉施設協議会 御中

公益社団法人全国老人福祉施設協議会
会長 平石朗
(公印省略)

軽費老人ホーム・ケアハウスの管理費等に関する実態把握調査の結果について（報告）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申しあげます。

軽費老人ホーム・ケアハウス部会ではこれまで、管理費の 20 年問題や建替え、大規模修繕等について協議してきましたが、昨年度において「軽費老人ホーム・ケアハウスに関する確認書」を会員施設へお願いし、より詳細な実態を把握したうえで対応を検討してまいりました。

つきましては、下記にて概要をお知らせするとともに、本会ホームページ（下記参照）にて調査結果をご報告申しあげますので、今後の各都道府県等老施協における活動への一助としていただきたいと存じます。

なお、本件については、本会会員施設にも同様の周知を行っております。

記

1. 調査結果からの示唆について

- ・ A型とケアハウスの建築年数において、その中央値には 15 年の差異があることから、A型及び B 型におけるハード面の現状は今後徐々にケアハウスでも現れると予測され、ますます大規模修繕や建替えに課題を抱える施設が多くなる。
- ・ 今後は居住年数が 20 年を超える入居者の出現が見込まれ、その結果、3~4 年後には全体の 6 割以上の施設において、居住年数 20 年以上の入居者が存在することになる。
- ・ 居住年数が 20 年を超えた入居者からの管理費徴収の可否について、明確に不可としている自治体は極めて少ないが、①施設側が「届出なしで徴収可」と捉えている場合でも、実質的に「默認されている」ケースが推測されること、②対応方法を定めていない自治体が多いこと（ゆえに默認または口頭レベルでの回答が多い）、③今後、居住年数 20 年以上の入居者からの管理費徴収を不可とする自治体が現れる可能性があることが考えられる。

2. 今後の取組について

- ・居住年数が 20 年を超えた入居者からの管理費徴収の可否については、半数以上の施設で当該自治体の対応を把握されていない中（報告書 19 ページ）、諸事情により事実上默認されている現状が望ましいとする都道府県等もある一方、施設にとって不利益となる指導等が見受けられた場合には、自治体との協議等により徴収可としている他自治体の事例（下記参照）をはじめ、本調査結果（報告書 22、25 ページ等）の情報等を活用いただきたいと存じます。

- 行政と協議して可となった。（北海道）
- 市から「事業所が必要と認めれば徴収してよい」との回答あり。（仙台市）
- 県との事前協議で認められれば徴収可（徴収金額は従前額が上限）。（茨城県）
- 県から利息分を抜いて算出した金額を徴収して良いとの回答あり。（埼玉県）
- 県担当者より他の名目での徴収は可と告げられた。（千葉県）
- 市に継続徴収は可能であることを確認済み。（千葉市）
- 同一金額なら手続きなしで継続可（届出なしで徴収可とする運用）。（東京都）
- 指導監査の時に話が出た結果、可となった。（大阪府）
- 県としては現時点では従前のままで良いとの回答あり。（島根県）
- 問い合わせに 20 年経過後も徴収してもかまわないとの返答あり。（山口県、香川県）
- 県の補助金説明会等で徴収可との説明があった。（佐賀県）

- ・なお、本調査結果では、居住年数が 20 年を超えた入居者からの管理費徴収に関する自治体の対応について、一部の都道府県等では、管内施設において徴収の可否が異なる結果（報告書 20～21 ページ）が見られたことから、それぞれの取扱いについては所轄庁とも検討、協議いただければと存じます。
- ・また、これから管理費の徴収額については従前と同額の徴収実態や希望がある中、今後も同額で可能かどうか、どの程度の費用徴収が適当かなど、大規模修繕や建替えを視野に入れた検討を行うほか、それらに要する費用に関連する事務費や消費税等、施設経営に資する調査研究と情報提供を行い、それらをエビデンスとして厚生労働省等への働きかけを図ります。

3. 報告書掲載ホームページ箇所

本会 HP > 会員ログイン > ホーム（トップページ）> （サイトメニュー）役立つサービス > 調査研究 > 直轄調査研究 > 「軽費老人ホーム・ケアハウスの管理費等に関する実態把握調査の公表」

以上

〔連絡先〕

公益社団法人全国老人福祉施設協議会 軽費老人ホーム・ケアハウス部会（忽那・佐々木）
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-1 塩崎ビル7階
TEL : 03-5211-7700 / FAX : 03-5211-7705 / E-mail : js.jigyou@roushikyo.or.jp